

第1章 総則編

第1節 一般事項

1.1.1

適用範囲及び
一般事項

- (1) この土木工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）は、東京都交通局（以下「当局」という。）が施行する土木工事（以下「工事」という。）に係る工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 請負者は、標準仕様書の適用に当たっては、建設業法（昭和24年法律第100号）第18条（建設工事の請負契約の原則）に基づく施工管理体制を遵守しなければならない。
- (3) 契約図書に添付されている特記仕様書及び図面に記載された事項は、この標準仕様書に優先する。
- (4) 特記仕様書と図面の間に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字とが相違する場合、請負者は、監督員に確認して指示を受けなければならない。
- (5) 設計図書は、SI単位系を使用するものとする。

1.1.2

用語の定義

- (1) 監督員とは、請負者に対する指示、承諾又は協議の処理、工事実施のための詳細図等の作成及び交付又は請負者が作成した図面の承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会い、施工状況の確認、工事材料の試験又は検査の実施（他の者に実施させ、当該実施を確認することを含む。）の処理、関連工事の調整、設計図書の変更及び一時中止又は打切りの必要があると認める場合における工事主管課長への報告を行うとともに、現場監督業務の掌理を行う者をいう。
- (2) 契約図書とは、契約書及び設計図書をいう。
- (3) 設計図書とは、特記仕様書、図面及び標準仕様書をいう。
- (4) 仕様書とは、各工事に共通する標準仕様書と各工事ごとに定める特記仕様書とを総称していう。
- (5) 標準仕様書とは、各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げの程度、施工方法等工事を施工する上で必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成したものをいう。
- (6) 特記仕様書とは、標準仕様書を補足し、工事の施工に関する明細又は工事

に固有の技術的要求を定める図書をいい、工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した数量表を含む。

(7) 図面とは、入札に際して発注者が示した設計図及び発注者から変更又は追加された設計図をいう。

(8) 指示とは、監督員が請負者に対し、工事の施工上必要な事項について書面をもって示し、実施させることをいう。

(9) 承諾とは、契約図書の承諾事項について、発注者又は監督員と請負者とが書面により同意することをいう。

(10) 協議とは、契約図書の協議事項について、書面により発注者又は監督員と請負者とが対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。

(11) 提出とは、監督員が請負者に又は請負者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を説明し、差し出すことをいう。

(12) 提示とは、監督員が請負者に又は請負者が監督員に対し、工事に係る書面又はその他の資料を示し、説明することをいう。

(13) 報告とは、請負者が監督員に対し、工事の状況又は結果について、書面をもって知らせることをいう。

(14) 通知とは、発注者若しくは監督員が請負者に、又は請負者が発注者若しくは監督員に対し、工事の施工に関する事項について、書面をもって知らせることをいう。

(15) 書面とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は押印したものを有効とする。

なお、緊急を要する場合は、ファクシミリ又はEメール等により伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。

(16) 確認とは、契約図書に示された事項について、臨場又は関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。

(17) 立会いとは、契約図書に示された項目について、監督員又は当局が指定したものが臨場し、内容を確認することをいう。

(18) 工事検査とは、検査員が契約書第30条（検査及び引渡し）、第38条（部分払）及び第39条（一部しゅん功）に基づいて給付の完了の確認を行うことをいう。

(19) 検査員とは、東京都交通局契約事務規程（昭和39年東京都交通局規程第15号）第66条に基づき発注者が定めた者で、契約書第30条第2項に基づき、工事検査を行う者をいう。

(20) 工事とは、本体工事及び仮設工事、又はそれらの一部をいう。

- (21) 本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。
- (22) 仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要とされるものをいう。
- (23) 工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地又は水面の区域をいう。
- (24) 現場とは、工事を施工する場所、工事の施工に必要な場所及びその他の設計図書で明確に指定される場所をいう。
- (25) 現場発成品とは、工事の施工により現場において副次的に生じた物で、その所有権は発注者に帰属する。
- (26) S I とは、国際単位系をいう。
- (27) J I S 規格とは、工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格をいう。

また、設計図書の J I S 製品記号は、J I S の国際単位系（S I）移行（以下「新 J I S」という。）に伴い、すべて新 J I S の製品記号としているが、旧 J I S に対応した材料を使用する場合は、旧 J I S 製品記号に読み替えて使用できるものとする。

1.1.3

監督員の権限

- (1) 契約書第8条（監督員）第1項に基づき、発注者が定める当該工事の監督員は、次のとおりである。
 - ア 総括監督員
 - イ 主任監督員
 - ウ 担当監督員
- (2) 監督員の権限は、契約書第8条第2項に定める事項である。
- (3) 監督員が行う請負者に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、いずれの監督員も請負者に対して行うことができる。
- (4) 請負者が行う監督員に対する契約上の権限の行使又は義務の履行については、担当監督員に対して行うものとする。ただし、担当監督員が不在又は欠けた場合は主任監督員に対して行い、主任監督員が不在又は欠けた場合は、総括監督員に対して行うものとする。
- (5) 監督員が(2)に掲げる権限を行使するときは、書面により行うものとする。

ただし、緊急を要する場合等においては、監督員が請負者に対し、口頭による指示等を行うことができるものとし、その場合には、後日、監督員と請

1.1.4

設計図書の照査等

負者との両者において、書面により指示内容等を確認するものとする。

- (1) 請負者からの要求があり、監督員が必要と認めた場合は、請負者に図面の原図を貸与することができる。ただし、標準仕様書等、市販又は公開されているものについては、請負者が備えなければならない。
- (2) 請負者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第17条（条件変更等）第1項第1号から同項第5号までに係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。
- なお、確認できる資料とは、現場地形図、施工図等を含むものとする。
- また、請負者は、監督員から更に詳細な説明又は書面の追加の要求があった場合は、その要求に従わなければならない。
- (3) 請負者は、契約の目的のために必要とする以外は、契約図書及びその他の図書を監督員の承諾なくして第三者に使用させ又は伝達してはならない。

1.1.5

工事用地等の使用

- (1) 請負者は、発注者から使用承認又は提供を受けた工事用地等を、善良なる管理者の注意を持って維持・管理しなければならない。
- (2) 請負者は、設計図書において請負者が確保するものとされる用地及び工事の施工上請負者が必要とする用地については、自ら準備し、確保するものとする。
- この場合において、工事の施工上請負者が必要とする用地とは、営繕用地（請負者の現場事務所、宿舍）及び型枠又は鉄筋作業場等専ら請負者が使用する用地並びに構造物掘削等に伴う借地等をいう。
- (3) 請負者は、工事の施工に必要な土地等を第三者から借用又は買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情又は紛争が生じないように努めなければならない。
- (4) 請負者は、(1)に定める工事用地等の使用終了後は、設計図書の定め又は監督員の指示に従い復旧の上、直ちに発注者に返還しなければならない。工事の完成前に発注者が返還を要求した場合も、遅滞なく発注者に返還しなければならない。
- (5) 発注者は、(1)に定める工事用地等について、請負者が復旧の義務を履行しないときは、請負者の費用負担において自ら復旧することができるものとし、その費用は請負者に支払うべき請負代金額から控除するものとする。この場合において請負者は、復旧に要した費用に関して発注者に異議を申し

立てることができない。

- (6) 請負者は、発注者から使用承認又は提供を受けた用地を工事用仮設物等の用地以外の目的に使用してはならない。

1.1.6

請負者相互の 協力

請負者は、契約書第2条(関連工事の調整)の規定に基づき隣接工事又は関連工事の請負業者と相互に協力し、施工しなければならない。

また、他事業者が施工する関連工事が同時に施工される場合にも、これらの関係者と相互に協力しなければならない。

1.1.7

調査・試験に 対する協力

- (1) 請負者は、発注者が自ら又は発注者が指定する第三者が行う調査及び試験に対して、監督員の指示によりこれに協力しなければならない。この場合、発注者は、具体的な内容等を事前に請負者に通知するものとする。

- (2) 請負者は、当該工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象となった場合には、次の各号に掲げる協力をしなければならない。

また、工期経過後においても同様とする。

ア 調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等の必要な協力をしなければならない。

イ 調査票等を提出した事業所を、発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合には、その実施に協力しなければならない。

ウ 正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法(昭和22年法律第49号)等に従い就業規則を作成するとともに、賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行わなければならない。

エ 対象工事の一部について下請負契約を締結する場合には、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係わる二次以降の下請負者を含む。)が前号と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

- (3) 請負者は、当該工事が発注者等が必要と認め実施する施工合理化調査等、施工に係る実態調査の対象となった場合には、調査票等に必要事項を正確に記入し、発注者に提出する等の必要な協力をしなければならない。

また、工期経過後においても同様とする。

- (4) 請負者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督員に説明し、承諾を得なければならない。

また、請負者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。

1.1.8

条件変更等に
伴う関係資料
の作成

請負者は、契約書第17条(条件変更等)の規定に基づき、監督員に条件変更等の確認を請求する場合、あらかじめ関係資料を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.1.9

工事の一時中止

(1) 発注者は、契約書第19条(工事の中止)に基づき、次の各号のいずれかに該当する場合は、請負者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、工事の全部又は一部の施工について、必要とする期間、一時中止させることができる。

ア 埋蔵文化財の調査及び発掘の遅延又は新たな埋蔵文化財の発見により、工事の続行が不適當又は不可能となった場合

イ 関連するほかの工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適當と認めた場合

ウ 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適當又は不可能となった場合

なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象(以下、「天災等」という。)による工事の中止期間中に、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置により、適切に対応しなければならない。

(2) 発注者は、請負者が契約図書に違反し、又は監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を請負者に通知し、工事の全部又は一部の施工について一時中止させることができる。

(3) 請負者は、(1)又は(2)の場合において、施工を一時中止する場合は、次の各号に掲げる内容を記載した中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し、発注者の承諾を得なければならない。

また、請負者は、工事の続行に備え、工事現場を保全しなければならない。

ア 中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者数、搬入材料、及び建設機械器具等の確認に関すること。

イ 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにしたもの。

ウ 中止した工事現場の管理責任は請負者に属するものとし、請負者は、基本計画書においてこの旨を明記すること。

1.1.10

工期変更

- (1) 契約書第14条(支給材料、貸与品及び発生品)第7項、第16条(設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等)第1項、第17条(条件変更等)第5項、第18条(設計図書の変更)、第19条(工事の中止)第3項、第20条(乙の請求による工期の延長)及び第40条(前払金等の不払に対する工事中止)第2項の規定に基づく工期の変更について、契約書第22条(工期の変更等)の工期変更協議の対象であるか否かを監督員と請負者との間で確認する(以下「事前協議」という。)ものとし、監督員はその結果を請負者に通知するものとする。
- (2) 請負者は、契約書第17条(条件変更等)第5項及び第18条(設計図書の変更)に基づき設計図書の変更又は訂正が行われた場合は、(1)に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。
- (3) 請負者は、契約書第19条(工事の中止)に基づく工事の全部又は一部の施工が一時中止となった場合は、(1)に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする変更日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。
- (4) 請負者は、契約書第20条(乙の請求による工期の延長)に基づき工期の延長を求める場合、(1)に示す事前協議において工期変更協議の対象であると確認された事項について、必要とする延長日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。
- (5) 請負者は、契約書第21条(甲の請求による工期の短縮等)に基づき、工期の短縮を求められた場合は、可能な短縮日数の算出根拠、変更工程表その他必要な資料を添付の上、工期変更の協議書を監督員に提出しなければならない。

1.1.11

出来形数量の
算出

- (1) 請負者は、出来形数量を算出するために、出来形測量を実施しなければならない。
- (2) 請負者は、出来形測量の結果を基に、設計図書に従って出来形数量を算出し、その結果を監督員に提出しなければならない。出来形測量の結果が、設計図書の寸法に対し、発注者が示す施工管理基準値を満たしていれば、

出来形測量は設計数量とする。

なお、設計数量とは、設計図書に示された数量及びそれを基に算出された数量をいう。

1.1.12

部分使用

- (1)発注者は、請負者の承諾を得て、工事目的物を部分使用することができる。
- (2)請負者は、発注者が契約書第33条(部分使用)の規定に基づく当該工事に係る部分使用を行う場合には、検査員又は監督員による品質及び出来形等の検査(確認を含む。)を受けなければならない。

1.1.13

履行報告及び
提出書類

- (1)請負者は、必要に応じ契約書第10条(履行報告)の規定に基づき、履行状況を監督員に報告しなければならない。
- (2)請負者は、監督員の提示するものを提出書類の様式としなければならない。

1.1.14

日雇労働者の
雇用

- (1)請負者は、工事の施工に当たっては、公共事業への日雇労働者吸収要綱(昭和51年7月30日付51労職労第221号)に基づき、日雇労働者の雇用に努めなければならない。

なお、同要綱を適用した工事の完了届には、同要綱による「公共事業遵守証明書」を添付しなければならない。

ただし、公共事業施行通知書により吸収予定数がゼロと認定された事業は、公共職業安定所又は(財)城北労働・福祉センターの収受印が押印されている公共事業施行通知書の写しをもって、「公共事業遵守証明書」に代えることができる。

- (2)請負者は、無技能者を必要とする場合は、公共職業安定所又は(財)城北労働・福祉センターの紹介する日雇労働者を雇用しなければならない。ただし、手持ち労働者を差し引いた人員とする。

1.1.15

環境対策

- (1)請負者は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)、その他関係法令等を遵守し、当該工事の施工に伴って生ずる環境への負荷の低減及び公害の防止のために必要な措置を講ずるとともに、東京都知事が行うこれらに関する施策に協力しなければならない。
- (2)請負者は、環境への影響が予知され、又は発生した場合は、直ちに応急措置を講じるとともに監督員に報告し、監督員の指示があればそれに従わなければならない。

また、第三者からの環境問題に関する苦情に対しては、誠意をもってその対応に当たり、その交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書で確認する等明確にしておくとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従わなければならない。

(3) 監督員は、工事の施工に伴い地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者への損害が生じた場合には、請負者に対して、請負者が善良な管理者の注意義務を果たし、その損害が避け得なかったか否かの判断をするための資料の提出を求めることができる。この場合において、請負者は、必要な資料を監督員に提出しなければならない。

(4) 請負者は、東京港の水域において水底土砂を排出する場合には、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和45年法律第136号)等を遵守し、適切な措置を講じなければならない。

(5) 請負者は、現場から発生したすべての廃棄物等(事務所ごみ、包装材、木くず、雑木、草等)を関係法令に適合した焼却設備を使用せずに焼却(以下「野外焼却」という。)してはならない。

ただし、関係法令による野外焼却禁止の例外となる焼却(軽微なたき火、病虫害に侵された伐採木等の焼却等)は、この限りでない。

なお、この場合においても、悪臭や煙害等が発生しないように周辺の生活環境にできる限り配慮するとともに、廃タイヤやビニール等の焼却を行ってはならない。

(6) 請負者は、自動車等を運転する者に対して、荷待ち等で駐停車するときは、エンジンの停止(アイドリング・ストップ)を行うよう適切な措置を講じなければならない。

(7) 東京都は、ディーゼル自動車(軽油を燃料とする自動車をいう。)等の排出ガスに含まれる粒子状物質等の削減を図るため、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例を制定している。工事に当っては、本条例の趣旨を十分に踏まえて施工しなければならない。

(8) 請負者は、ディーゼルエンジン仕様の自動車及び建設機械等を使用する場合は、規格(JIS)にあった軽油を使用しなければならない。

また、調査のため建設機械等から燃料を採取する場合等には、「1.1.7 調査・試験に対する協力」に従い対応しなければならない。

(9) 請負者は、工事の施工にあたり、「表1.1-1 一般工事用建設機械」に掲げる一般工事用建設機械を使用する場合は、次の各号のいずれかに該当する建設機械を使用しなければならない。

ア 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）（以下「規制等に関する法律」という。）に基づく技術基準に適合する機械

イ 「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号、最終改正平成14年4月1日付国総施第225号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」（平成18年3月17日付国土交通省告示第348号）又は「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成18年3月17日付国総施第215号）（以下「規程・指定要綱」という。）に基づき、排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械

ウ 平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械排出ガス浄化装置の開発」又はこれと同等の開発目標で実施された「民間開発建設技術の技術審査・証明事業」、あるいはこれと同等の開発目標で実施された「建設技術審査証明事業」（以下「評価制度・審査証明事業」という。）により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械

表1.1-1 一般工事中用建設機械

機 械	備 考
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 7.5～260kw(10.2～353PS)
トラクタショベル（車輪式）	
ブルドーザ	
発動発電機	
空気圧縮機	
油圧ユニット	
ローラ	
ホイールクレーン	

(10) 請負者は、「表1.1-2 トンネル工事中用建設機械」に掲げるトンネル工事中用建設機械を使用する場合は、次の各号のいずれかに該当する建設機械を使用しなければならない。

- ア 規制等に関する法律に基づく技術基準に適合する機械
- イ 規程・指定要領に基づき、トンネル工事中排出ガス対策型建設機械として指定された建設機械
- ウ 評価制度・審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械（黒煙浄化装置付）

表1.1-2 トンネル工事中建設機械

機 械	備 考
バックホウ	ディーゼルエンジン出力 30～260kw(40.8～353PS)
トラクタショベル	
大型ブレーカ	
コンクリート吹付機	
ドリルジャンボ	
ダンプトラック	
トラックミキサ	

(11) 請負者は、騒音規制法（昭和43年法律第98号）、振動規制法（昭和51年法律第64号）等に基づき必要な届出を行い、規制に関する基準値に違反しないよう適切な公害防止の措置を講ずるとともに、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）等を遵守し、また、建設工事に伴う騒音振動対策技術指針（昭和62年3月30日付建設大臣官房技術参事官通達）を参考にし、工事に伴う騒音振動の防止を図り、生活環境の保全に努めなければならない。

(12) 請負者は、「表1.1-3」に掲げる機種種の建設機械を使用する場合は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程（平成9年7月31日付建設省告示第1536号、最終改正平成13年4月9日付国土交通省告示第2438号）」に基づき、低騒音型・低振動型建設機械として指定された建設機械を使用しなければならない。

表 1.1 - 3

〔低騒音型に係わる機種〕		
バックホウ	クラムシェル	トラクタショベル
クローラクレーン・トラッククレーン・ホイールクレーン		
油圧式杭圧入引抜機		アースオーガ
オールケーシング掘削機		アースドリル
ロードローラ・タイヤローラ・振動ローラ		
アスファルトフィニッシャ		空気圧縮機
発動発電機		
〔低振動型に係わる機種〕		
バイプロハンマ		

(13) 請負者は、(9)のイ(排出ガス対策型建設機械)及び(10)のイ(トンネル工事用排出ガス対策型建設機械)において第2次基準値に適合しているものとして指定された排出ガス対策型建設機械及び(12)の表1.1-3に掲げる機種以外(低騒音型:ブルドーザ、バイプロハンマ、コンクリートカッター等、低振動型:バックホウ)の低騒音型・低振動型建設機械については、普及状況等を踏まえて、その使用の促進に努めなければならない。

(14) 請負者は、(9)及び(10)並びに(12)の規定により難しい場合は、監督員と協議しなければならない。

(15) 請負者は、(9)及び(10)の場合においては、当該建設機械の写真撮影を行い、監督員に提出しなければならない。

1.1.16

文化財の保護

(1) 請負者は、工事の施工に当たって、文化財の保護に十分注意し、使用人等に文化財の重要性を十分認識させ、工事中に文化財を発見したときは直ちに工事を中止し、監督員に報告の上、その指示に従わなければならない。

(2) 請負者が工事の施工に当たり文化財その他の埋蔵物を発見した場合は、発注者との契約に係る工事に起因するものとみなし、発注者が当該埋蔵物の発見者としての権利を保有する。

1.1.17

諸法令の遵守

(1) 請負者は、当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進ちょくを図るとともに、諸法令の適用運用は請負者の責任において行わなければならない。

なお、主な法令は次に示すとおりである。

建設業法	(昭和24年法律第100号)
下請代金支払遅延等防止法	(昭和31年法律第120号)
労働基準法	(昭和22年法律第49号)
労働安全衛生法	(昭和47年法律第57号)
作業環境測定法	(昭和50年法律第28号)
じん肺法	(昭和35年法律第30号)
雇用保険法	(昭和49年法律第116号)
労働災害補償保険法	(昭和22年法律第50号)
健康保険法	(昭和11年法律第70号)
中小企業退職金共済法	(昭和34年法律第160号)
建設労働者の雇用の改善等に関する法律	(昭和51年法律第33号)
出入国管理及び難民認定法	(平成3年法律第94号)
道路法	(昭和27年法律第180号)
道路交通法	(昭和35年法律第105号)
道路運送法	(昭和26年法律第183号)
道路運送車両法	(昭和26年法律第185号)
砂防法	(明治30年法律第29号)
地すべり等防止法	(昭和33年法律第30号)
河川法	(昭和39年法律第167号)
海岸法	(昭和31年法律第101号)
港湾法	(昭和25年法律第218号)
港則法	(昭和23年法律第174号)
水道法	(昭和32年法律第177号)
下水道法	(昭和33年法律第79号)
航空法	(昭和27年法律第231号)
公有水面埋立法	(大正10年法律第57号)
森林法	(昭和26年法律第249号)
環境基本法	(平成5年法律第91号)
火薬類取締法	(昭和25年法律第149号)
大気汚染防止法	(昭和43年法律第97号)
騒音規制法	(昭和43年法律第98号)
水質汚濁防止法	(昭和45年法律第138号)

湖沼水質保全特別措置法	(昭和59年法律第61号)
振動規制法	(昭和51年法律第64号)
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	(昭和45年法律第137号)
資源の有効な利用の促進に関する法律	(平成3年法律第48号)
文化財保護法	(昭和25年法律第214号)
砂利採取法	(昭和43年法律第74号)
電気事業法	(昭和39年法律第170号)
消防法	(昭和23年法律第186号)
測量法	(昭和24年法律第188号)
建築基準法	(昭和25年法律第201号)
鉄道営業法	(明治33年法律第65号)
軌道法	(大正10年法律第76号)
鉄道事業法	(昭和61年法律第92号)
水路業務法	(昭和25年法律第102号)
海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律	(昭和45年法律第136号)
水産資源保護法	(昭和26年法律第313号)
魚業法	(昭和24年法律第267号)
建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律	(平成12年法律第104号)
公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律	(平成12年法律第127号)
都市公園法	(昭和31年法律第79号)
土壤汚染対策法	(平成14年法律第53号)
駐車場法	(昭和32年法律第106号)
海上交通安全法	(昭和47年法律第115号)
海上衝突予防法	(昭和52年法律第62号)
船員法	(昭和22年法律第100号)
船舶職員法	(昭和26年法律第149号)
船舶安全法	(昭和8年法律第11号)
自然環境保全法	(昭和47年法律第85号)
自然公園法	(昭和32年法律第161号)

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

(平成12年法律第100号)

河川法施行法

(昭和39年法律第168号)

緊急失業対策法

(昭和24年法律第89号)

技術士法

(昭和58年法律第25号)

漁港漁場整備法

(昭和25年法律第137号)

空港整備法

(昭和31年法律第80号)

計量法

(平成4年法律第51号)

厚生年金保険法

(昭和29年法律第115号)

航路標識法

(昭和24年法律第99号)

最低賃金法

(昭和34年法律第137号)

職業安定法

(昭和22年法律第141号)

所得税法

(昭和40年法律第33号)

船員保険法

(昭和14年法律第73号)

著作権法

(昭和45年法律第48号)

電波法

(昭和25年法律第131号)

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

(昭和42年法律第131号)

労働保険の保険料の徴収等に関する法律

(昭和44年法律第84号)

農薬取締法

(昭和23年法律第82号)

肥料取締法

(昭和25年法律第127号)

毒物及び劇物取締法

(昭和25年法律第303号)

個人情報保護に関する法律

(平成15年法律第57号)

特許法

(昭和34年法律第121号)

公共工事の品質確保の促進に関する法律

(平成17年法律第18号)

特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律

(平成17年法律第51号)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律

(平成15年法律第58号)

警備業法

(昭和47年法律第117号)

1.1.18

官公署等への
手続等

- (2) 請負者は、諸法令を遵守し、これに違反した場合に発生することが予想される責務が、発注者に及ばないようにしなければならない。
- (3) 請負者は、当該工事の計画、設計図書及び契約そのものが(1)の諸法令に照らし不相当であったり、矛盾していることが判明した場合には、直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。
- (1) 請負者は、工事期間中、関係官公署及びその他の関係機関との連絡を保たなければならない。
- (2) 請負者は、工事施工に伴う請負者の行うべき関係官公署及びその他の関係機関への届出等を、法令、条例又は設計図書の定めにより実施しなければならない。ただし、これにより難しい場合は、監督員の指示を受けなければならない。
- (3) 請負者は、(2)の届出等の実施に当たって、監督員から請求があった場合は、その内容を記載した文書により、事前に監督員に報告しなければならない。
- (4) 請負者は、諸手続にかかる許可、承諾等を得たときは、その書面の写しを監督員に提出しなければならない。
- (5) 請負者は、許可、承諾等に条件がある場合、これを遵守しなければならない。
- なお、請負者は、許可、承諾等の内容が設計図書に定める事項と異なる場合は、監督員に報告し、その指示を受けなければならない。
- (6) 請負者は、工事の施工に当たり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない。
- (7) 請負者は、地元関係者等から工事の施工に関して苦情があり、請負者が対応すべき場合は、誠意をもってその解決に当たらなければならない。
- (8) 請負者は、国、区市町村その他関係公共団体及び地域住民等と工事の施工上必要な交渉を自らの責任において行わなければならない。請負者は、交渉に先立ち、監督員に事前報告の上、これらの交渉には誠意をもって対応しなければならない。
- (9) 請負者は、(1)から(8)までの交渉等の内容は、後日紛争とならないよう文書等で確認するとともに、状況を随時監督員に報告し、指示があればそれに従うなければならない。

1.1.19

不可抗力による
損害

(1) 請負者は、災害発生後直ちに被害の詳細な状況を把握し、当該被害が契約書第28条（天災その他の不可抗力による損害）の適用を受けると思われる場合には、直ちに損害の発生を書面により監督員に報告しなければならない。

(2) 契約書第28条（天災その他の不可抗力による損害）第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。

ア 波浪及び高潮に起因する場合

想定している設計条件以上又は周辺状況から判断してそれと同等以上と認められるとき。

イ 降雨に起因する場合（次のいずれかに該当する場合とする。）

（ア）24時間雨量（任意の連続24時間における雨量をいう。）が80mm以上のとき。

（イ）1時間雨量（任意の60分における雨量をいう。）が20mm以上のとき。

（ウ）連続雨量（任意の72時間における雨量をいう。）が150mm以上のとき。

（エ）その他設計図書で定めた基準に該当するとき。

ウ 強風に起因する場合

最大風速（10分間の平均風速で最大のものをいう。）が15m/秒以上あったとき。

エ 地震、津波、高潮及び豪雪に起因する場合

周囲の状況により判断し、相当の範囲に渡って、他の一般物件にも被害を及ぼしたと認められるとき。

(3) 契約書第28条（天災その他の不可抗力による損害）第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第25条（臨機の措置）に定める予防措置を行ったと認められないもの並びに災害の一因が施工不良等請負者の責によると認められるものをいう。

1.1.20

特許権等

(1) 請負者は、特許権等を使用する場合、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、その使用に関する費用負担を契約書第7条（特許権の使用）

に基づき発注者に求める場合、権利を有する第三者と使用条件の交渉を行う前に監督員と協議しなければならない。

(2) 請負者は、業務の遂行により発明又は考案したときは、書面により監督員に報告するとともに、これを保全するために必要な措置を講じなければならない。また、出願及び権利の帰属等については、発注者と協議しなければならない。

(3) 発注者が引渡しを受けた契約の目的物が、著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定される著作物に該当する場合は、当該著作物の著作権は発注者に帰属するものとする。

なお、前項の規定により出願及び権利等が発注者に帰属する著作物については、発注者はこれを自由に加除又は編集して利用することができる。

1.1.2.1

保険の付保及び 事故の補償

(1) 請負者は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）、健康保険法（大正11年法律第70号）及び中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

(2) 請負者は、契約後すみやかに「労災保険加入確認書」を東京労働局又は所轄労働基準監督署に提出し、確認を受けた後、発注者へ提出しなければならない。

(3) 請負者は、雇用者等の業務に関して生じた負傷、疾病、死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。

(4) 請負者は、請負金額が2,000万円以上の工事については、建設業退職金共済掛金収納書を工事着手後1か月以内に発注者に提出しなければならない。

(5) 請負者は、「労災保険関係成立票」及び「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

(6) 請負者は、発注者から共済証紙の受払状況を把握するため請求があった場合は、速やかに共済証紙の受払簿その他関係資料を提出しなければならない。

1.1.2.2

臨機の措置

(1) 請負者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の

措置をとらなければならない。

また、請負者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督員に報告しなければならない。

(2) 監督員は、天災等に伴い、工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に重大な影響があると認められるときは、請負者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

第2節 着 手

1.2.1

工事の着手

請負者は、設計図書に定めのある場合を除き、原則として、契約確定の日以降速やかに工事に着手しなければならない。

1.2.2

工程表の提出

請負者は、契約書第3条(工程表)に規定する工程表を作成し、監督員を経由して発注者に提出しなければならない。

1.2.3

施工計画書

(1) 請負者は、工事の施工に先立ち、工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督員に提出しなければならない。また、請負者は、施工計画書を遵守し、工事の施工に当たらなければならない。

請負者は、施工計画書に次の事項について記載しなければならない。

なお、監督員が、その他の項目について補足を求めた場合には、追記するものとする。ただし、請負者は維持工事等簡易な工事においては、監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

ア 工事概要

イ 計画工程表

ウ 現場組織表

エ 安全管理

オ 指定機械

カ 主要船舶・機械

キ 主要資材

ク 施工方法(主要機械、仮設備計画、工事用地等を含む)

ケ 施工管理計画

コ 緊急時の体制及び対応

サ 交通管理

- シ 環境対策
- ス 現場作業環境の整備
- セ 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- ソ その他

(2) 請負者は、施工計画書の内容に変更が生じた場合には、その都度変更に関する事項について、当該工事の施工前に変更施工計画書を監督員に提出しなければならない。

(3) 請負者は、監督員が指示した事項については、さらに詳細な施工計画書を提出しなければならない。

第3節 施工管理

1.3.1 監理技術者等

(1) 請負者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき設置する主任技術者又は監理技術者（以下「監理技術者等」という。）については、請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札の参加希望申込みがあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係）を有するとともに、適切な資格、技術力を有し、次の各号に掲げる職務を誠実に履行する者を配置しなければならない。

- ア 施工計画書の作成
- イ 工程管理
- ウ 品質管理
- エ 安全管理
- オ その他技術上の管理
- カ 工事の施工に従事する者の技術上の指導監督

(2) 配置予定の監理技術者等の変更又は監理技術者等の交代については、東京都交通局工事施工適正化推進要綱（平成22年5月21日付22交建工第208号）によらなければならない。

(3) 監理技術者等は、監督員等が常に確認し易いように腕章を身に着けるとともに、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証と合わせ、監理技術者講習修了証を常時携帯し、発注者から請求があった場合には、これを提示しなければならない。

1.3.2 工事の下請負

(1) 請負者は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条及び建設業法（昭和24年法律第100号）第22条の規

程に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請負契約を締結してはならない。

(2) 請負者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

ア 請負者が、工事の施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。

イ 下請負者が、当該下請負工事の施工能力を有すること。

ウ 下請負者が東京都の工事指名競争入札参加資格者である場合は、指名停止期間中でないこと。

1.3.3

施工体制台帳等の作成、提出等

請負者は、工事を施工するために締結した下請負契約の請負金額(当該下請負契約が2以上ある場合は、それらの下請負金額の総額)が3,000万円以上になる場合は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)及び建設業法(昭和24年法律第100号)に基づき、次の各号に従わなければならない。

ア 下請負者の名称、当該下請者に係る建設工事の内容等を記載した施工体制台帳(下請負契約金額を記載した下請負契約書の写しを含む。二次下請負以下も同様とする。)を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

イ 各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督員に提出しなければならない。

ウ 発注者及び監督員から、監理技術者の設置状況その他工事現場の施工体制が施工体制台帳及び施工体系図の記載に合致しているかどうかの点検を求められたときは、これを受けることを拒んではならない。

エ 施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度速やかに監督員に提出しなければならない。

1.3.4

工事实績情報の登録

請負者は、発注時又は変更時において請負金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム(コリンズ)に基づき、受注・変更・完了・訂正時に工事实績情報として「登録用データ」を作成し、「登録のための確認のお願い」を出力して監督員の確認を受けた上、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完了時は、工

事完了後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

また、(財)日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を直ちに監督員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

1.3.5

施工管理

- (1) 請負者は、工事の施工に当たっては、施工計画書に示される作業手順に従い施工し、品質及び出来形が設計図書に適合するよう、十分な施工管理をしなければならない。
- (2) 監督員は、以下に掲げる場合、設計図書に示す品質管理の測定頻度及び出来形管理の測定密度を変更することができるものとする。
この場合、請負者は、監督員の指示に従わなければならない。これに伴う費用は、請負者の負担とする。
 - ア 工事の初期で作業が定常的になっていない場合
 - イ 管理試験結果が限界値に異常接近した場合
 - ウ 試験の結果、品質及び出来形に均一性を欠いた場合
 - エ 前各事項に掲げるもののほか、監督員が必要と判断した場合
- (3) 請負者は、工事期間中、現場内及び現場周辺の整理整頓に努めなければならない。
- (4) 請負者は、施工に際し、施工現場周辺並びに他の構造物及び施設等へ影響を及ぼさないよう施工しなければならない。
また、影響が生じた場合には、直ちに監督員へ通知し、その対応方法等に関して協議しなければならない。
なお、損傷が請負者の過失によるものと認められる場合は、請負者自らの負担で原形に復元しなければならない。
- (5) 請負者は、作業員が健全な身体と精神を保持できるよう作業場所、現場事務所及び作業員宿舎等における良好な作業環境の確保に努めなければならない。
- (6) 請負者は、工事中に物件を発見又は拾得した場合、直ちに監督員及び関係官公庁へ通知し、その指示を受けなければならない。
- (7) 請負者は、発注者が別途定める施工管理基準等により施工管理を行い、その記録及び関係書類を直ちに作成し、保管の上、検査時まで提出しなければならない。

ただし、それ以外で監督員から請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

なお、施工管理基準等が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行わなければならない。

(8) 請負者は、工事に使用した建設資材の品質記録について、遅滞なく作成し、保管の上、監督員に提出しなければならない。

1.3.6

工事測量

(1) 請負者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。

なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督員の指示を受けなければならない。

(2) 請負者は、測量結果を監督員に提出しなければならない。

なお、測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は、監督員の指示を受けなければならない。

(3) 請負者は、工事施工に必要な測量標(仮BM)、多角点、基線、法線、境界線の引照点を設置し、施工期間中適宜これらを確認し、変動や損傷のないよう努めなければならない。変動や損傷が生じた場合、監督員に報告し、直ちに水準測量、多角点測量等を実施し、仮の水準点、多角点、引照点を復元しなければならない。

(4) 請負者は、用地幅杭、測量標(仮BM)、工事用多角点及び重要な工事用測量標を移設してはならない。ただし、これを存置することが困難な場合は、監督員の承諾を得て移設することができる。また、用地幅杭が存在しない場合は、監督員に報告し指示に従わなければならない。

なお、移設する場合は、隣接土地所有者との紛争等が生じないようにしなければならない。

(5) 請負者は、工事施工に当たり、損傷を受けるおそれのある杭又は障害となる杭の設置換え、移設及び復元を含めて、発注者の設置した既存杭の保全に対して責任を負わなければならない。

1.3.7

施工時期及び 施工時間の変更

(1) 請負者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議しなければならない。

(2) 請負者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公署の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面によって監督員に提出しなければならない。

1.3.8

建設副産物対策

(1) 請負者は、建設工事に伴い副次的に得られた建設廃棄物や建設発生土等(以下「建設副産物」という。)の対策について、関係法令を遵守するとともに、以下の要綱や指針等に基づき、発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めなければならない。

ア 建設副産物適正処理推進要綱(平成14年5月30日付国土交通事務次官通達)

イ 建設廃棄物処理指針(平成13年6月1日付環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

ウ 東京都建設リサイクルガイドライン(以下「ガイドライン」という。)

エ 東京都建設泥土リサイクル指針(以下「泥土指針」という。)

(2) 請負者は、建設副産物を排出する事業者として、建設副産物対策を適切に行うため、発注者との連絡調整、現場管理及び施工体制の整備、下請負者や資材納入業者等の協力業者への指導等責任を持って行わなければならない

(3) 請負者は、建設廃棄物の処理に当たっては、自らの責任において適正に処理しなければならない。

なお、処理を委託する場合には、以下の事項に留意しなければならない。

ア 運搬と処分について、それぞれ許可業者と書面により委託契約するとともに、契約内容を適切に履行するよう指導監督する。

イ 産業廃棄物管理票(紙マニフェスト又は電子マニフェスト)(以下「マニフェスト」という。)等で処理が契約内容に沿って適正に行われたことを確認するとともに、マニフェストの交付状況、廃棄物の搬出数量、運搬日等を整理した集計表を作成する。

ウ マニフェスト及び集計表を監督員に提示(集計表は提出する。)するとともに、検査時に検査員から求められた場合は、これらを提示する。

(4) 請負者は、建設廃棄物の運搬に当たっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)の規定に従い、運搬車の車体の外側に産業廃棄物運搬であることの表示をし、かつ、運搬車に書面を備えなければならない。

(5) 請負者は、ガイドラインの定める内容に従い、再生資源の利用、建設副産物の再資源化や適正処理に係わる計画及び当該工事の規模等に応じた関係書類を施工計画書に含めて監督員に提出しなければならない。

なお、主な関係書類の取扱い等については、以下の事項に留意し

なければならない。

ア 土砂・砕石・加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合は「再生資源利用計画書」を、また、建設副産物を工事現場から搬出する場合は「再生資源利用促進計画書」を作成するとともに、建設副産物の処理の完了後は速やかに「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を監督員に提出しなければならない。

イ 建設発生土を受入地のある区市町村に一定規模以上搬出する場合は、あらかじめ「建設発生土搬出のお知らせ」を当該区市町村にファクシミリや郵送等で情報提供しなければならない。

ウ 関係書類の様式は、ガイドラインに定めるもののほか監督員の指示による。

(6) 請負者は、当該工事が建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づく対象工事である場合には、同法の規定に従い、適正に特定建設資材(コンクリート、アスファルト・コンクリート等)に係る分別解体等を行わなければならない。

また、発生した特定建設資材廃棄物については、設計図書の定めるところにより、適正に再資源化を行わなければならない。

なお、同法に基づき、説明、告知、再資源化等完了報告、再資源化等の記録の保存等の手続きを発注者の定める様式により適正に行わなければならない。

(7) 請負者は、建設副産物の処理・処分及び土砂・再生砕石・再生加熱アスファルト混合物などの再生資材等の利用を行うときは、設計図書の定めるところにより適正に行わなければならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

(8) 請負者は、掘削により発生した石、砂利、砂その他の材料を工事に用いる場合、設計図書によるものとするが、設計図書に明示がない場合には、本工事又は設計図書に指定された仮設工事にあたっては、監督員と協議するものとし、設計図書に明示のない任意の仮設工事にあたっては、監督員の承諾を得なければならない。

(9) 請負者は、建設泥土等の処理を行う場合は、設計図書の定めるところにより適正に行わなければならない。

また、泥土指針に基づき発生抑制、再使用、再生利用及び適正処理の確保等に努めるものとする。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

(10) 請負者は、当該工事から発生した伐採材、伐根材等について設計図書の定めるところにより、再資源化及び適正処理に努めなければならない。ただし、これにより難しい場合は、事前に監督員と協議しなければならない。

(11) 請負者は、汚染土壌が発生した場合は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）及び都民の健康と安全を確保する環境に関する条例に基づく適正処理について、監督員と協議しなければならない。

また、その他の有害物質等が発生した場合についても、関係法令等に基づく適正処理について、監督員と協議しなければならない。

(12) 請負者は、当該工事が建設副産物に係わる実態調査等の対象となった場合には、「1.1.7 調査・試験に対する協力」（3）の規定に従い、対応しなければならない。

(13) 請負者は、設計図書の定めるところにより、「建設副産物情報交換システム」に当該工事に関する必要な情報を登録するとともに、同システムを活用して「再生資源利用計画書（実施書）」、「再生資源利用促進計画書（実施書）」の作成、再資源化施設等の検索及び選択、建設副産物実態調査の情報登録等を行わなければならない。

1.3.9

過積載の防止

(1) 請負者は、ダンプカー等の大型輸送機械で大量な土砂、工所用資材等（以下「土砂等」という。）の運搬を伴う工事については、搬送計画、通行道路の選定その他車両に係る安全対策について、関係機関と協議して必要な具体的内容を定め、監督員に提出しなければならない。

(2) 請負者は、土砂等の運搬に当たっては、ダンプカー等の過積載防止を厳守するとともに関係法令の定めに従い、次の事項を遵守しなければならない。

ア 積載重量制限を超過して土砂等を積み込まず、また、積み込ませないこと。

イ 法に定める表示番号等の不表示車、積載重量自重計の未設置車、さし枠の装着、荷台の下げ底等の不正改造車等に土砂等を積み込まず、また、積み込ませないとともに、工事現場に出入りすることのないようにすること。

ウ 産業廃棄物運搬車等を目的外に使用しないこと。

(3) 請負者は、土砂等の運搬に当たり、ダンプカー等を使用するときは、土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和42年法律第131号）の目的に照らして、同法第12条に規定す

る団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進するなど、過積載の防止及び交通安全の確保に努めなければならない。

- (4) 請負者は、土砂等の運搬を下請負に付する場合には、公正な取引の確保に努め、その利益を不当に害し、過積載を誘発するような契約を締結してはならない。

1.3.10

後片付け

請負者は、工事の全部又は一部の完成に際して、一切の請負者の機器、余剰資材、残がい及び各種の仮設物を片付け、かつ、撤去し、現場及び工事に係る部分を清掃して整然とした状態にしなければならない。

ただし、設計図書において存置するとしたものを除く。

また、工事検査に必要な足場、はしご等は監督員の指示に従って存置し、検査終了後撤去するものとする。

1.3.11

工事記録写真

請負者は、発注者が別途定める工事記録写真撮影基準に基づき工事記録写真を撮影し、工程順に工事記録写真帳等に整理した上で、監督員に提出しなければならない。

第4節 安全管理

1.4.1

工事中の安全確保

- (1) 請負者は、土木工事安全施工技術指針(平成13年3月29日付国土交通大臣官房技術審議官通達)、建設機械施工安全技術指針(平成17年3月31日付国土交通省大臣官房技術調査課長、総合政策局建設施工企画課長)、港湾工事安全施工指針((社)日本埋立浚渫協会)、潜水作業安全施工指針を参考にし、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて請負者を拘束するものではない。

- (2) 請負者は、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日付建設事務次官通達)を遵守して災害の防止を図らなければならない。

- (3) 監督員が、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項に基づき請負者を指名した場合には、請負者はこれに従わなければならない。

- (4) 請負者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法等関係法令に基づく措置を常に講じておくものとする。特に、重機械の運転、電気設備等については、関係法令に基づいて適切な措置を講じ

なければならない。

(5) 請負者は、工事着手後、作業員全員の参加により、月当たり半日以上の時間を割当て、次の各事項から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。

- ア 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
- イ 当該工事内容等の周知徹底
- ウ 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
- エ 当該工事における災害対策訓練
- オ 当該工事現場で予想される事故対策
- カ その他、安全・訓練等として必要な事項

(6) 請負者は、工事の内容に応じた安全教育、安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督員に提出しなければならない。

(7) 請負者は、安全教育、安全訓練等の実施状況について、ビデオ等又は工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督員の請求があった場合は、直ちに提示しなければならない。

(8) 請負者は、工事施工中、監督員及び管理者の許可なくして、流水及び水陸交通の支障となるような行為、又は公衆に支障を及ぼすなどの施工をしてはならない。

(9) 請負者は、工事現場付近における事故防止のため一般の立入りを禁止する場合、その区域に、柵、門扉、立入禁止の標示板等を設けなければならない。

(10) 請負者は、工事期間中、安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保しなければならない。

(11) 請負者は、所轄警察署、所轄消防署、道路管理者、鉄道事業者、河川管理者、労働基準監督署等の関係者及び関係機関と緊密な連絡を取り、工事中の安全を確保しなければならない。

(12) 請負者は、工事現場が隣接し、又は同一場所において別途工事がある場合は、請負業者間の安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うため、関係者による工事関係者連絡会議を組織しなければならない。

(13) 請負者は、土木工事に使用する建設機械の選定、使用について設計図書に建設機械が指定されている場合には、これに適合した建設機械を使用しなければならない。ただし、より条件に合った機械がある場合には、監督員の承

諾を得て、それを使用することができる。

- (14) 請負者は、工事現場イメージアップを図るため現場事務所、作業員宿舎、休憩所又は作業環境等の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。
- (15) 請負者は、豪雨、出水、土石流、その他天災に対しては、天気予報などに注意を払い、常に災害を最小限に食い止めるための防災体制を確立しておかなければならない。
- (16) 請負者は、災害発生時においては、第三者及び作業員等の人命の安全確保をすべてに優先させるものとし、応急措置を講じるとともに、直ちに監督員及び関係機関に通知しなければならない。
- (17) 請負者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対して支障を及ぼさないよう必要な措置を施さなければならない。
- (18) 請負者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し、監督員に報告しなければならない。
- (19) 請負者は、施工中、管理者不明の地下埋設物件等を発見した場合は、監督員に報告し、その処置については占用者全体の立会いを求め、管理者を明確にしなければならない。
- (20) 請負者は、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに監督員に報告するとともに関係機関に連絡し、応急措置をとり、補修しなければならない。

1.4.2

施設管理

請負者は、工事現場における公物（各種公益企業施設を含む。）又は部分使用施設（契約書第33条（部分使用）の適用部分）について、施設管理上、設計図書における規定の履行によって不都合が生ずる恐れがある場合には、その処置について監督員と協議しなければならない。

1.4.3

地震警戒宣言の 発令に伴う措置

請負者は、次の各事項により地震警戒宣言の発令に伴う対応策を講じなければならない。

なお、維持工事等簡易な工事においては 監督員の承諾を得て、「緊急時対策計画」の提出を省略することができる。

ア 請負者は、工事着手に先立ち「緊急時対策計画書」を監督員に提出しなければならない。

イ 請負者は、警戒宣言が発令されたときは、直ちに工事を中止し、「緊急時対策計画書」に従い、必要な措置を講じなければならない。

1.4.4

爆発及び火災
の防止

- (1) 請負者は、火薬類の使用については、次の事項によらなければならない。
- ア 請負者は、発破作業に使用する火薬類等の危険物を備蓄及び使用する必要がある場合、火薬類取締法等関係法令を遵守しなければならない。
- また、関係官公庁の指導に従い、爆発等の防止の措置を講じるものとする。
- なお、監督員の請求があった場合には、直ちに従事する火薬類取扱保安責任者の火薬類保安手帳及び従事者手帳を提示しなければならない。
- イ 請負者は、現地に火薬庫等を設置する場合は、火薬類の盗難防止のための立入り防止柵、警備装置等を設置し、保管管理に万全の措置を講ずるとともに、夜間においても周辺の監視等を行い、安全を確保しなければならない。
- (2) 請負者は、火気の使用については、次の事項によらなければならない。
- ア 請負者は、火気の使用を行う場合は、工事中の火災予防のため、その火気の使用場所及び日時、消火設備等を施工計画書に記載しなければならない。
- イ 請負者は、ガソリン、塗料等の可燃物の周辺に火気の使用を禁止する旨の表示を行い、周辺の整備に努めなければならない。
- ウ 請負者は、喫煙等の場所を指定し、指定場所以外での火気の使用を禁止しなければならない。
- エ 請負者は、抜開除根、掘削等により発生した雑木、草等を野外焼却してはならない。

1.4.5

事故報告書

請負者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、別に定める「工事事故報告書」を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。

1.4.6

交通安全管理

- (1) 請負者は、工事用運搬路として、公衆に供する道路を使用するときは、積載物の落下等により、路面を損傷し、又は汚損することのないようにするとともに、特に第三者に工事公害による損害を与えないようにしなければならない。
- なお、第三者に工事公害による損害を及ぼした場合は、契約書第

27条（第三者に及ぼした損害）によって処置するものとする。

- (2) 請負者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械などの輸送を伴う工事については、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識安全施設等の設置場所、その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。
- (3) 請負者は、供用中の道路に係る工事の施工に当たっては、交通の安全について監督員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日付総理府・建設省令第3号）、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改定について（平成18年3月31日付局長通知国道利37号・国道国防第205号）、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について（平成18年3月31日付国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 国道利38号・国道国防第206号）及び道路工事保安施設設置基準（案）（昭和47年2月建設省道路局国道第一課通知）に基づき、安全対策を講じなければならない。
- (4) 請負者は、設計図書において指定された工事用道路を使用する場合は、設計図書の定めに従い、工事用道路の維持管理及び補修を行わなければならない。
- (5) 請負者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、補修及び使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。
 この場合において、請負者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
- (6) 発注者が工事用道路に指定するもの以外の工事用道路は、請負者の責任において使用するものとする。
- (7) 請負者は、設計図書に他の請負者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する請負者と緊密に打ち合わせ、相互の責任区分を明らかにして使用しなければならない。
- (8) 請負者は、公衆の交通が自由かつ安全に通行するのに支障となる場所に材料又は設備を保管してはならない。
 また、毎日の作業終了時及び何らかの理由により建設作業を中断するときには、交通管理者協議で許可された常設作業帯内を除き、一般の交通に使用される路面からすべての設備その他の障害物を撤去しなくてはならない。
- (9) 工事の性質上、請負者が水上輸送によることを必要とする場合には、本条

の「道路」は、「水門又は水路に関するその他の構造物」と読み替え、「車両」は「船舶」と読み替えるものとする。

(10) 請負者は、工事の施工にあたっては、作業区域の表示および関係者への周知など、必要な安全対策を講じなければならない。

(11) 請負者は、建設機械、資材等の運搬に当たり、車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条における「表1.4-1 一般的制限値」に掲げる一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。

表1.4-1 一般的制限値

車両の諸元		一般的制限値
幅		2.5m
長さ		12.0m
高さ		3.8m
重量	総重量	20.0 t（ただし、高速自動車国道・指定道路については、軸距・長さに応じて最大25.0 t）
	軸重	10.0 t
	隣接軸重の合計	隣り合う車軸の軸距が1.8m未満の場合は18.0 t （ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ、車軸の軸重がいずれも9.5 t 以下の場合は19 t） 隣り合う車軸の軸距が1.8m以上の場合は20.0 t
	輪荷重	5.0 t
最小回転半径		12.0m

ここでいう車両とは、人が乗車し、又は貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両を牽引している場合にはこの牽引されている車両を含む。

1.4.7

営業線に係わる
安全管理

(1) 請負者は、作業時間については、下記事項によらなければならない。

ア 本線内での作業時間は、列車運転終了後から運転開始までとし、後片付けまで終了しなければならない。

ただし、監督員の指示がある場合は、これに従わなければならない。

イ 側線及び基地内の線路内作業時間について、あらかじめ監督員と協議し

なければならない。

(2) 請負者は、列車運行中に本線路内へ立ち入るときは、下記事項によらなければならない。

ア 当局係員と十分に打合せを行い、その指示に従わなければならない。

イ 必ず列車警戒員を配置しなければならない。

(3) 請負者は、作業終了時には、下記事項を遵守しなければならない。

ア 構造物、工作物及び仮設物等が建築限界を侵していないこと、軌道状態が列車の運行に支障がないことを確認しなければならない。

イ 列車の風圧、振動等によって移動する恐れのある仮設物・機器等は取り除くか、防護措置を講じなければならない。

(4) 請負者は、旅客施設を使用する場合には、第三者に損害を及ぼさないよう、十分な安全対策を講じなければならない。

1.4.8

現場の整理整頓

請負者は、工事施工中、作業場内の通行及び保安上の障害を防止するため、搬入工事用資機材の整理・整頓、及び使用の終わった資機材の速やかな搬出などにより、作業場内を常に整然としておかななければならない。

第5節 監督員による確認及び立会い等

1.5.1

監督員による 確認及び立会い等

(1) 監督員は、工事が契約図書どおりに行われているかどうかの確認をするために必要に応じ、工事現場又は製作工場に立ち入り、立ち会いし、又は資料の提出を請求できるものとし、請負者はこれに協力しなければならない。

(2) 請負者は、監督員による検査（確認を含む。）及び立会いに必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。

なお、監督員が、製作工場において立会い及び監督員による検査（確認を含む。）を行う場合、請負者は監督業務に必要な設備等の備わった執務室を提供しなければならない。

(3) 監督員による検査（確認を含む。）及び立会いの時間は、監督員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督員が認めた場合は、この限りではない。

(4) 請負者は、契約書第8条（監督員）第2項第3号、第12条（工事材料の品質及び検査等）第2項又は第13条（監督員の立会い及び工事記録の整備等）第1項若しくは同条第2項の規定に基づき、監督員の立会いを受け、

材料検査（確認を含む。）に合格した場合であっても、契約書第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）及び第30条（検査及び引渡し）に規定する義務を免れないものとする。

（5）請負者は、監督員に完成時不可視になる施工箇所の調査ができるよう十分な機会を提供しなければならない。

（6）監督員は、設計図書に定められた工事の施工状況の確認について、立会いを省略し、書面によることができる。この場合において請負者は、施工管理記録、写真等の資料を整備し、監督員にこれらを提示した上で確認を受けなければならない。

1.5.2

工事関係者に対する措置請求

発注者又は監督員は、現場代理人、主任技術者等が工事目的物の品質・出来形の確保及び工期の遵守に関して、著しく不相当と認められる場合は、請負者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

第6節 検査

1.6.1

工事完了検査

（1）請負者は、契約書第30条（検査及び引渡し）の規定に基づき、工事完了届を監督員に提出しなければならない。

（2）請負者は、工事完了届を監督員に提出する際には、次の各号に掲げる要件をすべて満たさなくてはならない。

ア 設計図書（追加、変更指示も含む。）に示されるすべての工事が完了していること。

イ 契約書第16条（設計図書不適合の場合の改造義務及び破壊検査等）第1項に基づき、監督員の請求した改造が完了していること。

ウ 設計図書により義務付けられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図面等の資料の整備がすべて完了していること。

エ 契約変更を行う必要が生じた工事においては、最終変更契約を発注者と締結していること。

（3）発注者は、工事完了検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。

（4）検査員は、監督員及び請負者の立会いの上、工事目的物を対象として契約図書と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。

ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄

イ 工事管理状況に関する、書類、記録及び写真等

- (5) 検査員は、修補の必要があると認めた場合には、請負者に対して、期限を定めて修補の指示を行うことができるものとする。
- (6) (5)の期間内に、修補の完了が確認された場合は、その指示の日から修補完了の確認の日までの期間は、契約書第30条第2項に定める期間に含めないものとする。
- (7) 請負者は、当該工事完了検査については、「1.5.1 監督員による確認及び立会い等」の(2)の規定を準用する。

1.6.2

既済部分検査等

- (1) 請負者は、契約書第38条(部分払)第1項の部分払の確認の請求を行った場合、又は契約書第39条(一部しゅん工)の工事の完了の通知を行った場合は、既済部分に係る検査を受けなければならない。
- (2) 請負者は、契約書第38条に基づく部分払の請求を行うときは、(1)の検査を受ける前に工事の出来高に関する資料を作成し、監督員に提出しなければならない。
- (3) 検査員は、監督員及び請負者の臨場の上、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、次の各号に掲げる検査を行うものとする。
 - ア 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来栄

イ 工事管理状況に関する、書類、記録写真等

- (4) 請負者は、検査員の指示による修補については、「1.6.1 工事完了検査」の(5)に従わなければならない。
- (5) 請負者は、当該既済部分検査については、「1.5.1 監督員による確認及び立会い等」の(2)を準用する。
- (6) 発注者は、既済部分検査に先立って、監督員を通じて請負者に対して検査日を通知するものとする。
- (7) 請負者は、契約書第37条の2(中間前金払)に基づく中間前金払の請求を行うときは、認定を受ける前に履行報告書を作成し、監督員に提出しなければならない。

1.6.3

施工途中における検査

- (1) 請負者は、工事の施工途中でなければその検査が不可能なとき又は著しく困難なときは、それぞれの段階において、直ちに発注者に対し検査の請求をしなければならない。
- (2) 当該検査を行う日は、請負者の意見を聞いて、発注者が決定する。

1.6.4

しゅん功

(3) 請負者は、当該検査については、「1.5.1 監督員による確認及び立会い等」の(2)を準用する。

請負者は、工事のしゅん功の際には出来形計測を行い、その計測結果に基づいてしゅん功図等を作成し、監督員に提出しなければならない。